

入 札 説 明 書

令和 8 年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る入札公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について疑義がある場合は、下記 18 の (3) に掲げる事務を担当する部局に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和 8 年 8 月 21 日 (金)

2 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和 8 年度から令和 15 年度まで
- (2) 業務の名称
令和 8 年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借
- (3) 契約条項、仕様等
別途契約条項、仕様書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- (5) 契約期間
契約締結日から令和 15 年 9 月 30 日まで
うち構築期間 契約締結の日から令和 10 年 7 月 31 日まで
うち運用保守及び賃貸借期間 令和 10 年 8 月 1 日から令和 15 年 9 月 30 日まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県告示に規定する令和 8 年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査方法等によるものとする。

なお、資格申請に当たっては、別途「入札参加資格審査申請説明書」を参照のこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁本館 1 階
- (2) 期間
令和 8 年 8 月 21 日 (金) から同年 9 月 4 日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第 39 号) 第 1 条に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書及び企画提案書作成要領を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
ア 場所

4の(1)に同じ。(和歌山県ホームページにおいても掲載する。)

イ 期間

4の(2)に同じ。

(2) 仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

4の(1)に同じ。

イ 期間

4の(2)に同じ。

ウ 仕様書の交付

仕様書については別紙1の仕様書に係る誓約書を持参した者に対してのみ交付する。

(3) この入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領について質問のある者は、入札参加資格審査申請説明書に記載の申請書類に関する質問の方法により行うものとする。

6 企画提案書の提出先及び期間等

(1) 提出先

4の(1)に同じ。

(2) 期間

令和8年9月16日(水)から同月28日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 企画提案書の提出方法

持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、書留郵便により令和8年9月28日(月)午後5時までに必着させること。

(4) 企画提案書についての質問

5の(3)に同じ(入札説明書、仕様書及び企画提案書作成要領についての質問として取り扱うものとする。)

(5) 内容説明等

提出された企画提案書については、内容説明及び質疑応答を7のとおり実施する。

7 企画提案書の内容説明及び質疑応答を行う場所及び日時等

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階 1-C 会議室

(2) 日時

令和8年10月15日(木)

時間については、和歌山県よりこの総合評価一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書(以下「認定書」という。)を受領した者に別途通知する。

(3) 入札参加者ごとに50分以内(プレゼンテーション20分、デモンストレーション15分、質疑応答15分)を予定しているが、入札参加者数等により変更することがある。

(4) デモンストレーションについては、旅行者、承認者、審査者の操作が理解できるように実施すること。

(5) 出席者は4名以内とする。

(6) プロジェクター及びスクリーン、接続用HDMIは県で用意するが、パソコン等は入札参加者で用意すること。

(7) プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書とする。

(8) 内容説明時に資料等を配布することは認めない。

(9) 原則として、企画提案書の受付順に審査を行う。

8 総合評価一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館1階 1-D 会議室

- イ 入札日時
令和8年10月15日（木）午後5時30分から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

- (2) 入札の執行の際には、認定書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (3) 郵送により入札する場合には、9の(7)の入札書を入れた封筒及び認定書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和8年10月14日（水）午後5時までに和歌山県会計局会計課に必着させること。

9 入札方法

- (1) 入札は、別紙2又は2の1の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札者は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。
- (3) 代理人が入札する場合は、別紙3又は3の1の委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。
- (4) 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。
- (5) 入札書には、当該業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、その名称及び当該権限を有する者の名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印しておかなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (7) 入札書は、封筒に入れ密封をし、その封筒の封皮には入札者の氏名及び調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、14による再度の入札にあっては、この限りではない。
- (8) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状態にあると認めたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の

入札保証金又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分までの間に納付し、又は提供すること。金融機関での振込納付を希望する場合は、事前に和歌山県会計局会計課に納付書送付依頼の連絡を行い、入札場所において入札日の午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分までの間に領収書の提示及びその写しを提出すること。

コンソーシアムとして入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

ウ 入札保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付の免除を受けることができる。コンソーシアムとして入札に参加する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

(ア) 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を提出する場合

(イ) 過去 2 か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙 4 又は 4 の 1 の入札保証金免除申請書を資格審査申請書類の受付期限日までに提出すること。）

※ 契約実績の契約日は、入札日から過去 2 か年以内であること。複数年契約の場合は過去 2 か年以前でも可。

※ 契約実績の完了日（契約実績が複数年契約で年度ごとに履行確認を行っているものは、当該履行確認日）が、締結しようとする契約日から過去 2 箇年以内であること。

エ 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第 167 条の 7 及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 85 条から第 88 条までの規定の定めるところによる。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付の免除を受けることができる。コンソーシアムとして契約を締結する場合で、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

(ア) 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出する場合

(イ) 過去 2 か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙 5 又は 5 の 1 の契約保証金免除申請書による。）

※ 契約実績の契約日は、締結しようとする契約日から過去 2 か年以内であること。複数年契約の場合は過去 2 か年以前でも可。

※ 契約実績の完了日（契約実績が複数年契約で年度ごとに履行確認を行っているものは、当該履行確認日）が、締結しようとする契約日から過去 2 箇年以内であること。

ウ 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 94 条までの規定の定めるところによる。

12 入札の無効

- (1) 入札公告に示した総合評価一般競争入札参加資格のない者及び総合評価一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から一般競争入札についての参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止の措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で3に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

- (2) 次の各号に該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の時刻までにされなかった入札

エ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

オ 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札

カ 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札

キ 明らかに談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札

ク 記名押印を欠いた入札書による入札

ケ 金額を訂正した入札書による入札

コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

サ 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しないときの入札

シ その他の入札に関する条件に違反した入札

13 落札者

- (1) 入札価格が和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づき算出された技術点及び価格点を合計した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (2) 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

14 再度の入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (2) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、8の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (3) 次のア又はイに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 12の(2)の(ア)から(キ)まで、(サ)及び(シ)のいずれかに該当する入札

イ 前回の入札における最低価格以上の入札

15 契約書作成の要否

要

16 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

17 支払方法

- (1) 県と契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、県から業務完了の確認を受けた後、県に代金を請求することができる。この場合の業務完了の確認は、構築業務については令和 10 年 7 月 31 日、運用保守及び賃貸借業務については令和 10 年 8 月以降の毎月末に行うものとする。
また、構築業務における支払い金額は、落札価格のうち入札書に記載した構築額とし、運用保守及び賃貸借業務における支払い金額は、落札価格のうち入札書に記載した運用保守及び賃貸借の月額とする。
- (2) 県は、契約者から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

18 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。
- (3) 契約に関する事務を担当する部局名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3288

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メール e1201003@pref.wakayama.lg.jp